

第3次京都市産業廃棄物処理指導計画の施策別取組状況

1 排出事業者に対する施策

施策 (太字は新規・充実施策)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (2月末現在)	取組事項等	
① 排出事業者への指導を充実	立入指導件数 309件	211件 「廃棄物の適正処理ガイドブック」作成	228件	258件	232件	268件	178件	133件	181件	○処理業者を通じた小規模事業者への指導 ○事業系一般廃棄物担当と連携した指導 ○電子manifestの一部義務化(R2.4～)の周知, 指導	
② 委託処理が適正にされていることを実地確認するよう啓発	立入指導時に排出事業者への随時啓発, 講習会等への組み込み, 産廃チェック制度への組み込みなど									○不適正処理の実例紹介など効果的な啓発	
③ リサイクル施設情報の提供	(3R支援センターが(公社)京都府産業資源循環協会に委託し「産業廃棄物3R情報提供事業」を実施)									○3R支援センター, 産業資源循環協会との連携による取組	
④ 3Rや適正処理に積極的に取り組む排出事業者に対する認証制度の創設	優良認定件数		9件/申請12件 (運用開始)	23件/申請24件 (2年連続8件)	14件/申請15件 (3年連続7件)	22件/申請25件 (3年連続6件)	20件/申請20件 (3年連続0件)	24件/申請24件 (3年連続16件)	10件/申請10件 (3年連続2件)	○制度の周知・普及の推進	
⑤ 建設リサイクル法の円滑な運用	立入件数 再資源化等実施状況報告書	195件 1,971件	156件 1,836件	133件 2,070件	145件 1,557件	134件 1,522件	157件 2,339件	119件 2,369件	60件 1,681件	55件 1,600件	○再生品の活用促進
⑥ PCB廃棄物の適正保管・適正処理の指導	立入件数 保管状況等届出書	59件 1,199件	29件 1,004件	55件 1,090件	50件 992件	52件 937件	55件 828件	24件 834件	35件 807件	91件 861件	○適正保管の徹底 ○処理の促進と期限内の処理完了 ○未把握の機器や使用中機器への対応 ○行政代執行を見据えた指導・啓発
⑦ 産業廃棄物保管用地の監視	保管用地の届出件数	16件	6件	1件	6件	1件	4件	0件	3件	2件	○「自社物」以外の搬入防止 ○保管基準の遵守徹底
⑧ 違反行為に対する厳正・迅速な対応(警察等との連携)	立入件数 大岩周辺地域 立入件数	189件 129件	79件 45件	110件 68件	82件 42件	104件 38件	132件 10件	95件 14件	107件 8件	88件 11件	○未然防止・拡大防止(監視, 指導) ○関係機関と連携した指導
	関係局と合同一斉立入(毎年5月)										
				○届出の指導(大岩街道周辺地域)	○無許可積替保管禁止の啓発						

2 処理業者に対する施策

施策 (太字は新規・充実施策)		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (2月末現在)	取組事項等
① 優良な処理業者の育成に向けた情報公開(排出事業者等への情報発信)の推進	優良認定事業者数	6社(12件)	10社(16件)	14社(23件)	17社(28件)	16社(28件)	15社(26件)	17社(28件)	17社(31件)	18社(32件)	○排出事業者に向けた効果的な情報発信 ○3R支援センター、産業資源循環協会との連携による取組 ○情報公表制度の在り方の検討
	情報公表制度報告数	(制度創設)	6件	7件	7件	7件	7件	7件	7件	7件	
② 積替保管施設・処理施設への定期的な立入指導の実施	中間処理・積替保管施設への立入検査	80件/全83件(延べ100回)	61件/全83件(延べ110回)	54件/全87件(延べ102回)	58件/全89件(延べ67回)	87件/全87件(延べ120回)	89件/全89件(延べ110回)	23件/全90件(延べ28回)	37件/全90件(延べ45回)	52件/全91件(延べ66回)	○関係機関との連携による不適正処理の防止 ○施設の適正維持 ○職員の技能向上 <立入検査について> 平成27,28年度は、全ての施設に立入調査を行った。平成29年度以降は、その結果を踏まえ、指導の必要性が高い施設に重点的に立入検査を実施している。
	自己処理施設への立入検査	5件	3件	1件	4件	6件	3件	1件	1件	1件	
	ダイオキシン類の行政検査	4件	4件	3件(停止・改善命令1件)	3件	3件	2件	2件	2件	2件	
	埋立処分場の水質検査	1件(ミニ処分場)	1件(ミニ処分場)	1件(ミニ処分場)	1件(ミニ処分場)	1件(ミニ処分場跡地)	1件(ミニ処分場跡地)	1件(ミニ処分場跡地)	1件(ミニ処分場跡地)	1件(ミニ処分場跡地)	
③ 循環型社会ビジネスに対する振興支援	法に基づく定期検査	2件	2件	—	—	—	—	1件	1件	—(対象施設なし)	○産業廃棄物の減量やリサイクル等に係る研究、技術開発、事業化等に対する支援・補助制度の把握・紹介 ○3R支援センターとの連携による取組
		○「京の環境みらい創成事業」による助成(レアアース回収技術の開発など新規4件,23年度で新規終了)	((一社)京都府産業廃棄物3R支援センターが「京都府3R技術開発等支援補助事業」を実施)								
④ 公共関与による適正処理の確保	大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス)への参画(昭57~), (株)京都環境保全公社への府市協調支援(昭56~)										○最終処分場の安定確保
⑤ 公共工事におけるリサイクル資材の利用促進	京都市建設副産物対策協議会における情報交換など										○建設局等の関係部署との連携による促進
⑥ 違反行為に対する厳正・迅速な処分等 ※ 処理業許可, 施設設置許可への処分	業許可取消処分件数	4件(他団体の取消に伴うもののみ)		4件(刑確定による欠格該当1件, 他団体の取消に伴うもの3件)	1件(委託基準・マニフェスト交付義務違反)	1件(刑確定による欠格該当)					※は同一の事業者(H27) ○未然防止 ○厳正・迅速な対応 ○関係機関との連携 ○他自治体との連携
	業許可停止処分件数			1件(電子マニフェスト虚偽報告)		2件(電子マニフェスト虚偽報告, 施設無許可設置※)	1件(マニフェスト不交付受託)			1件(マニフェスト不交付受託)	
	施設許可処分件数			停止・改善命令1件(基準超過)		停止1件(施設無許可設置※)					

3 市民に対する施策

施策 (太字は新規・充実施策)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (2月末現在)	取組事項等	
① 啓発や環境教育の効果的な実施	環境フォーラム きょうと	729名 10/30「みやこめっせ」 ○3R推進全国大会と併催 ○ブース展示のほか、産廃処理をモチーフとしたゲームやキャラクター(H23～)の活用	1,287名 3/9「イオンモールkyoto」 ○人の流れのある商業施設で開催(H24～) ○よしもと芸人との「環境トークショー」(H24～)等を企画	1,369名 3/8「イオンモールkyoto」 ○「産廃チェック制度」の優良事業場表彰式も企画	1,376名 3/7「イオンモールkyoto」	930名 3/5「イオンモールkyoto」	1,225名 2/25「イオンモールkyoto」	963名 3/3「イオンモールkyoto」	892名 3/2「イオンモールkyoto」	3/7「イオンモールkyoto」 (中止)	○大人向けの企画などの工夫 ○排出事業場との連携強化 ○新たな啓発機会の確保
	京都府環境 フェスティバル	—	—	—	—	—	—	—	—	12/9,10「ブース出展」 ブース体験224名	
	さんばい 施設見学会	【小中学生】2回69名 【一般】2回54名 ○一般廃棄物の処理施設を中心に 行ってきた「エコバスツアー」の一環に位置付け	【小中学生】2回51名 【一般】5回107名 ○一般向けのもの は、各行政区の エコまちステーション等による 企画・実施も可能に	【小中学生】3回74名 【一般】6回106名 ○一般向けのもの は、全て各エコ まちステーション等が企画・実 施(H25～)	【小中学生】3回77名 【一般】10回251名	【小中学生】3回66名 【一般】3回59名	【小中学生】3回82名 【一般】6回88名	【小中学生】3回90名 【一般】8回121名	【小中学生】3回57名 【一般】3回45名	【小中学生】3回87名 【一般】0回	
	小中学生向け 啓発誌の刊行	小中学生の環境副読本 ○「産廃」に関する 記載				いち、に、さんばい！ ○小中学生向けに作成 ○さんばい施設見学会や環境フォーラムきょうと等で配布					
② 市民の安心・安全を確保するための情報公開と法的措置も含めた対応	岡田山撤去	○事業者による撤去計画の検証等	○都市計画審議会の承認等(24.11) ○深草学区自治連合会・事業者・本市による三者協定(24.12) ○京都市廃棄物処理施設設置等検討委員会設置要綱の改正(24.6) ○法定事項以外に、廃棄物が地下にある土地の形質の変更などについても意見聴取	○「試験撤去」開始(25.6) ○事業者の施設設置完了(26.3) ○本市による立入調査、環境調査、交通量調査等	○岡田山の「本格撤去」開始(26.7)	○撤去の監視	○撤去の監視 ○環境調査 ○交通量調査	(継続)	(継続)	○撤去状況の監視 ・管理体制の見直し ・立入検査体制の強化 ○環境調査 ○交通量調査	○岡田山撤去の安全性確保、期間短縮 ○事業者による継続的な環境調査の実施・結果公表 ○本市による安全性の監視・確認、進捗管理等(独自の環境調査等の実施・結果発表など)
	代執行等					市による撤去 1回 ○特別管理産業廃棄物である廃石綿が不法投棄、行政検査を経て、本市で撤去した。		強制徴収による代執行債権の一部回収	代執行債権の一部自主納入		